

退 学

内容により、「依頼による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、玉川大学の学生ではなくなります。

●退学の時期

原則として、「退学願」を提出した月の月末

●「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退 学	依頼退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲 戒	大学院学則第34条 (p.126) 参照			

※当該学期の授業料等納付金が納入されていない場合は、依頼退学の手続きができません。
この場合、納入期限をもって除籍となります。

●学費の取扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

●書き方見本

書類の作成日を記入

学生本人が自筆すること

保証人本人が自筆すること

退学理由(詳しく明記すること)

印鑑は別々の物を使用すること。なお、簡易印鑑(シヤチハタ等)は使用不可。

退学手続きの流れ

研究指導担当教員(教職大学院は「指導担当教員」)に相談

授業運営課で「退学願」を受け取る

必要事項を明記

授業運営課へ提出

※学生証と通学証を返却

研究科会にて審議

「退学承認通知」を保証人住所に郵送

除 籍

次に該当する場合は、除籍の対象となります。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料などの納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合